

バーチャルサイネージサービス 利用規約

本バーチャルサイネージサービス利用規約（以下、本規約といいます）は、お客様（以下、甲といいます）に対して、株式会社リコー（以下、乙といいます）が提供する「バーチャルサイネージサービス」の利用に関して適用される諸条件を定めます。甲が本サービスを利用する場合、甲は、本規約の内容および申込書の記載ならびに乙が別途提示する条件に従って利用するものとします。

第1条（定義）

本規約に用いる用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) 「本サービス」とは、乙が提供する、インターネットを経由したデジタルコンテンツ配信サービスである「バーチャルサイネージサービス」をいいます。なお、本サービスの詳細は、別紙に定めるとおりとします。
- (2) 「コンテンツデータ」とは、本サービスを用いて特定のウェブサイトに配信されるサイネージ用のデジタルコンテンツおよびそのデータをいいます。
- (3) 「本ネットワーク環境」とは、甲が甲の責任と費用負担により準備するインターネットに接続可能なネットワーク環境（接続のための機器等を含む）をいいます。
- (4) 「ユーザーID等」とは、本サービスの利用のために別途乙が甲に提供する、ユーザーIDおよびパスワードをいいます。
- (5) 「利用料金」とは、本サービスの対価として甲が乙に支払う金員であって、第11条に定める対価をいいます。
- (6) 「月間転送量」とは、毎月1日0時00分から月末23時59分までに転送されるデータの総量を指します。コンテンツを閲覧する際、コンテンツごとにサーバーとブラウザ間での通信量が転送量として計算されます。ブラウザキャッシュが存在する場合は、コンテンツに関しての通信量は存在しませんが、コンテンツ再生回数正常取得のため少量の通信が発生し、これは月間転送量に含まれます。
- (7) 「本契約」とは、第4条の定めにより、本規約の内容、その特則および申込書の記載その他乙が別途提示する条件に従って、甲乙間にて成立した本サービスの利用にかかる契約（第5条に定める手続きにより改定されたものを含む）をいいます。
- (8) 「契約プラン」とは、甲が本サービスを利用するにあたり選択し本契約で定められた、本サービスのプランをいいます。
- (9) 「販売代理店」とは、本サービスを販売することを別途乙が認めた第三者（当該第三者がさらに認めた第三者を含む）をいいます。

第2条（前提条件）

甲は、本サービスの申込みにあたり、以下の各号の内容について、事前に自己の責任と費用負担によりすべて満たしていること、または本サービスの開始までにすべて満たすことを前提として、本サービス利用の申込みを行うものとします。

- (1) パソコン（OSを含む）を有しており、かつ当該パソコンにブラウザが搭載されていること。
- (2) 前号のパソコンと乙の指定するサーバーが接続することが可能な、本ネットワーク環境を有していること。
- (3) 本サービスを通してコンテンツデータを配信するウェブサイトがあること。（4）その他、別途乙が指定した事項。

第3条（申込み）

1. 甲は、本サービスの利用を希望する場合には、本規約その他乙の提示する諸条件を確認した上で、乙所定の申込書の必要事項を記載し、かつ申込み権限がある者の記名押印を行い、乙の指定する方法により乙または販売代理店に対して、当該申込書を提出するものとします。
2. 乙は、前項の申込書の提出を受けた場合は、別途乙の定める本サービスの提供に必要となる甲に対するヒアリングおよび審査等を行うものとします。なお、乙は、当該ヒアリングおよび審査等の結果、その裁量により申込みに対する諾否を判断することができるものとします。

第4条（本契約の成立とサービス提供期間）

1. 乙は、前条に定める甲の申込みに対する諾否について、別途乙の定める方法により甲に通知するものとし、本契約は、乙が承諾の通知を発した時点で成立するものとします。なお、乙は、当該承諾にあたり、制限事項等の別途の条件を付すことができるものとします。
2. 本サービスは、本契約成立後、前項の通知に記載された別途乙が設定した日（以下、開始日といいます）から提供されるものとし、本サービスの提供期間は、開始日より1年間存続するものとします。但し、本サービスの提供期間終了日の1ヶ月前までに本サービスの提供終了に関する意思表示が相手方に到達しない場合、本サービスは、さらに1年間延長されるものとし、以後同様とします。
3. 本契約は、本契約の成立日から、本サービス提供の終了までを有効期間とします。但し、理由の如何を問わずその効力を失った場合といえども、本規約の第7条第1項、第8条第5項、第9条第3項、第10条、第11条、第12条、第15条第3項、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条、第23条、第25条、特則第8条の規定はなお有効に存続するものとします。

第5条（本規約の改訂）

1. 乙は、隨時本規約の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、乙は、原則として、変更を行う日の3ヶ月前までに甲に対してメールにてその旨を通知するものとし、当該メールによる通知に記載された変更日をもって、本規約を改定することができるものとします。
2. 前項の規定に拘らず、甲は、本規約の変更に合意しない場合、当該変更日までに第9条第1項の規定に準じて、本サービスの利用を終了させることができるものとします。なお、甲が本規約の変更後も本サービスの利用を続けた場合、変更後の本規約の内容に甲が合意したものとみなします。
3. 前各項のほか、乙は、その時点で甲に適用される最新の本規約の内容を、別途乙の定めるWebページに掲載するものとし、甲は、適宜その内容を確認するものとします。

第6条（本サービスの利用）

1. 甲は、提供を受けている本サービスの契約プランその他の変更を希望する場合には、乙所定の書式による書面にてその旨を乙に通知し、乙は、その諾否を別途乙の定める方法により甲に通知するものとします。なお、この場合における乙が変更を承諾した本サービスに伴う利用料金の変更は、当該変更を乙が承諾した月の翌月より行われるものとします。
2. 本サービスにおいては、甲の契約プランが定める月間転送量を超過した場合、動画コンテンツは静止画コンテンツに自動で変更して放映されます。
3. 大量のアクセスが発生し、サーバーに高負荷がかかり、本サービスおよびリコーデジタルサイネージサービスに影響を及ぼす恐れがある場合、乙は、事前に甲の承諾を得ることなく本サービスの利用を制限することができるものとします。

第7条（本サービスの停止）

1. 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に別途乙の定める方法により甲に通知することにより、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。但し、乙は、緊急または止むを得ない場合には事前の通知なくこれを行い、事後に通知することができるものとします。また、乙は、本サービスの停止を行った場合は、速やかに本サービスを再開するように努めるものとします。なお、本サービスの停止により、甲および第三者に発生した損害（直接・間接のものを含む）について、乙は、その責任を一切負わないものとします。
 - (1) 本サービスに乙が予期しない障害が発生した場合。
 - (2) 第三者により、本サービスに供するサーバーまたはネットワーク等に攻撃（ウイルス等の感染を含む）等が行われた場合。

- (3) 本サービスのメンテナンス上必要な場合（定期・隨時いずれの場合を含む）。
 - (4) 本サービスの提供にかかる通信業者等の乙の委託先によるメンテナンス等が行われる場合。
 - (5) 不可抗力等、本サービスの提供に関して乙の責に帰せざる事由が発生した場合。
2. 前項の規定の他、本サービスの提供期間中に、乙の責に帰すべき事由により本サービスの提供ができない事態が生じ、乙が当該事態の発生を知り得た時から起算して48時間連続して発生した場合、乙は甲の請求に従い、当該事態が連続した期間中の甲が支払う1ヶ月分の本サービスの利用の費用（年間での支払いの場合は、支払いの対象となる月数で除した金額）を30で除した金額（小数点以下切捨て）に対して、乙が当該事態を知り得た時が属する日よりその解消を乙が確認した時が属する日までの日数を乗じた金額を、甲に返金するものとします。なお、乙は、当該返金について、甲の乙に対する弁済期の到来した債務と相殺することができるものとします。

第8条（本サービスの中止・廃止）

- 1. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの提供の一部または全部を中止することができるものとします。
 - (1) 申込書その他乙が記入を求める書面に虚偽の記載をし、または乙に対して虚偽の事実を告げていたことが判明した場合。
 - (2) 第2条に定める前提条件を満たしていない場合。
 - (3) 第14条に定める甲の情報を提供しない場合。
 - (4) 第10条第1項に定める解除事由に該当し、または該当する虞があると乙が判断した場合。
 - (5) 第15条第1項または第2項に違反し、または違反する虞があると乙が判断した場合。
 - (6) 第16条第1項に定める禁止事項に該当し、または該当する虞があると乙が判断した場合。
 - (7) 前各号の他、甲が本契約その他乙との合意事項に違反し、または違反する虞があると乙が判断した場合。
- 2. 乙は、本サービスの一部の廃止を行うことができるものとします。この場合、乙は甲に対して、廃止する1ヶ月前までにその旨を甲に通知するものとします。
- 3. 前項の規定に拘らず、甲は、前項の廃止に合意しない場合、当該廃止日までに第9条第1項の規定に準じて、本サービスの利用を終了させることができるものとします。なお、甲が当該廃止日までに本サービスの利用を終了させる意思表示を行わない場合は、当該廃止の内容に甲が合意したものとみなすものとします。
- 4. 前二項の他、本サービスのすべてが廃止された場合、本サービスは、終了するものとします。

5. 本サービスの中止または廃止により、甲および第三者に発生した損害（直接・間接のものを含む）について、乙は、その責任を一切負わないものとします。

第9条（本サービスの解約および終了）

1. 甲は、本サービスの全部または一部の解約を希望する場合は、乙または販売代理店に対して、乙所定の書式による書面にて、解約を希望する月の1ヶ月前までにその旨を乙に通知するものとします。なお、本サービスは、乙が当該通知を受領した場合は、当該受領月の翌月の末日をもって終了するものとします。
2. 前項の規定の他、第7条第1項に従って乙が本サービスの提供を停止した場合であって、当該停止を乙が確認した日から7日間以上継続した場合、甲は、乙の定める書式の書面による通知を行うことにより、本サービスを解約することができるものとします。この場合、本サービスの停止を乙が確認した日をもって、本サービスが解約されたものとみなすものとします。
3. 乙は、乙の事業上の理由により、本サービスの全ての提供を終了させることができるものとします。この場合、乙は、終了日の1ヶ月前までに書面にてその旨を甲に通知するものとします。但し、この場合といえども、当該終了により甲および第三者に発生した損害（直接・間接のものを含む）について、乙は、その責任を一切負わないものとします。また、本サービスの終了時点で存在する一切の未履行の甲の債務については、本サービスの終了後といえども、その履行が完了するまで消滅しないものとします。

第10条（本契約の解除）

1. 乙は、甲が以下の事由に該当する場合、なんら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当該解除により甲および第三者に発生した損害（直接・間接のものを含む）について、乙は、その責任を一切負わないものとします。
 - (1) 利用料金の支払いを怠った場合。
 - (2) 第16条第1項の禁止事項に該当し、相当期間の催告を行っても治癒されない場合または再度該当する虞があると乙が判断した場合。
 - (3) 手形もしくは小切手等が不渡りとなり、または金融機関から取引停止の処分を受けた場合。
 - (4) 公租公課を滞納して保全差押えを受けた場合。
 - (5) 監督行政庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - (6) 第三者により、差押、仮差押、仮処分または強制執行等の処分を受けた場合。
 - (7) 破産、特別清算、民事再生または会社更生手続を申立てられ、または自ら申立てた場合。
 - (8) 重要な事業の一部の譲渡もしくは解散の決議をし、または他の会社と合併した場

合。

- (9) 資産、信用または経営状況に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると乙が判断した場合。
 - (10) 本サービスまたは乙もしくは販売代理店の信用を害し、または害する恐れがある行為をした場合。
2. 甲が前項のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲は、本サービスのすべての債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて乙に支払う義務を負うものとします。

第11条（利用料金および支払条件）

- 1. 甲は、利用料金として、申込書記載の初期費用または一時費用および本サービスの利用にかかる費用を同じく申込書記載の支払条件に従い乙に支払うものとします。
- 2. 利用料金のうち、月間での支払いについては、本サービスの開始日の属する月の翌月1日より支払い義務が発生するものとします。
- 3. 前項の規定のほか、利用料金のうち、年間での支払いについては、本サービスの開始日の属する月の翌月1日より利用料金として充当され、当該1日より甲が支払った金額に応じた期間中有効とします。また、第4条第2項但し書きによる本サービスの延長にあたり利用料金の支払いが必要な場合、甲は、別途乙の指示に従い、当該料金を乙に支払うものとします。
- 4. 乙は、利用料金を改定する場合、第5条第1項、第2項および第3項の規定に準じてこれを行なうことができるものとします。
- 5. 利用料金等乙への支払いにかかる消費税等については、消費税法、地方税法その他関連法令に基づき甲が負担するものとし、消費税等に関する税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う利用料金等について、変更後の消費税率を適用するものとします。

第12条（利用料金の返金等）

- 1. 乙は、すでに甲より支払われた利用料金のうち、初期費用または一時費用については、理由の如何を問わず返金しないものとします。
- 2. 月間での本サービス利用の費用について、本サービスが月の途中で終了、解約または解除された場合といえども、甲は、当該解約または解除した月の末日までに発生した利用料金の全額を、乙に支払う義務を負うものとします。
- 3. 年間での本サービス利用の費用について、本サービスが月の途中で終了、解約または解除された場合、乙は、当該終了、解約または解除した日の属する翌月1日から当初の契約期間の終了日までの費用を月割にて甲に返金するものとします。但し、この返金は、当該終了、解約または解除が本契約の規定に基づく場合であり、かつ甲が乙に対して、

書面にて当該返金の請求を行った場合に限られるものとします。

なお、第10条の解除の場合、乙は、乙に生じた損害の額と当該返金の額をいつにても相殺することができるものとします。

第13条（本サービスの提供対象地域）

本サービスは、日本国内に居住し、日本語を解する方を対象に提供しています。インターネットを利用したサービスの性格上、日本国外からのアクセスを技術的に制限するものではありませんが、乙は日本国外から本サービスへアクセスすることを予定しておらず、また、そのようなアクセスについて何らの責任を有するものではありません。

第14条（甲の情報提供）

1. 甲は、申込書への記載およびヒアリング等その他本サービスの提供のために乙の求める情報を、乙に対して無償にて提供するものとします。
2. 甲は、前項の情報に変更が生じた場合、乙の所定の書式による書面にて、速やかに乙に通知するものとします。

第15条（ユーザーID等）

1. 乙は、第4条第1項に定める申込みに対する承諾の通知にて、ユーザーID等を甲に提供するものとし、甲は、当該ユーザーID等を用いて、本サービスを利用するものとします。また、甲は、他人のユーザーID等を用いて、本サービスを利用してはならないものとします。
2. 甲は、ユーザーID等について、善良なる管理者の注意をもって保管および管理するものとし、漏洩または第三者による成りすましそ他の不正利用等が発生しないよう合理的な対策を実施するものとします。なお、万一手数料等の漏洩または不正利用等が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとします。
3. 乙は、ユーザーID等の漏洩または不正利用等その他甲の作為または不作為により生じた甲または第三者の損害（直接・間接のものを含む）について、その責任を一切負わないものとします。

第16条（禁止行為）

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定めるいずれの行為も行ってはならないものとします。
 - (1) 乙が予め認める場合を除き、据え置きの表示端末（パソコン、タブレット端末、ディスプレイ等コンテンツデータを表示することができる端末をいいます）を用い、不特定多数の人に閲覧させる目的で、Webページを媒介することなくコンテンツデータを長時間放映するなど、乙の「リコードデジタルサイネージサービ

ス」の代替としてまたは「リコードジタルサイネージサービス」と同様の形で本サービスを利用する行為。

- (2) 本サービスの運営を妨害し、または妨害する虞のある行為。
 - (3) 本サービスにかかるウェブサイト、ネットワークまたはサーバー等に過度の負担を及ぼす行為。
 - (4) 本サービスの信用を害する行為。
 - (5) 営利を目的とするか否かを問わず、本サービスを甲以外の第三者に利用させる行為（但し、別途乙が定める方法により、乙が認めた場合を除く）。
 - (6) 第三者の産業財産権および著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (7) 選挙運動またはこれに類似する行為、および公職選挙法に抵触する行為。
 - (8) 他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権等、法令または判例上認められた個人の権利を侵害する行為。
 - (9) 第三者に対する中傷、脅迫、いやがらせ行為。
 - (10) 民族・宗教・人種・性別・年齢等に関する差別につながる行為。
 - (11) 自殺、集団自殺、自傷、違法薬物使用、脱法薬物使用等を勧誘・誘発・助長するような行為。
 - (12) 性的、わいせつ的、暴力的な表現行為、その他人に過度の不快感を及ぼすおそれのある行為。
 - (13) 性交およびわいせつな行為を目的とした出会い等を誘導する行為。
 - (14) 児童買春・ポルノ、無修正ビデオ動画のダウンロードサイト等へのリンクを掲載する行為。
 - (15) 乙の許諾を得ない売買行為、オークション行為、金銭支払その他これらに類似する行為。
 - (16) スパムメールまたはチェーンメール等の勧誘を目的とする行為。
 - (17) アフィリエイトのリンクを含む情報を利用する行為。
 - (18) 他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等のなりすまし行為。
 - (19) 他人の個人情報を掲載・収集・蓄積する行為。
 - (20) 法令、公序良俗、社会通念に反する行為。
 - (21) 前各号のほか、前各号の行為を帮助し、教唆し、強制したは助長する行為。
2. 前各号のいずれかに該当する行為であると乙が判断した場合、乙は、甲の承諾を得ることなくコンテンツデータの削除ならびに変更およびユーザーID等の抹消を行うことができるものとします。この場合といえども、甲および第三者に生じた損害（直接・間接のものを含む）について、乙は、その責任を一切負わないものとします。また、甲は、当該行為により乙および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第17条（データ等の取り扱い）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、万一の不測の事態に備え、コンテンツデータその他の甲のデータおよびそれらの設定情報（以下、データ等といいます）について、バックアップを保管する等適切な保護措置を講ずるものとします。
2. 甲が本サービスを利用するにあたり、データ等が滅失、毀損または漏洩した場合といえども、乙は、その修復および復元ならびに削除させる義務は一切負わないものとします。また、本サービスの提供が終了した場合、乙は、データ等について、甲に対する何らの通知を要することなくデータ等の配信の停止およびその削除をすることができるものとします。
3. 前項の場合、その結果甲および第三者に発生した損害（直接・間接のものを含む）について、乙は、その責任を一切負わないものとします。

第18条（再委託）

乙は、本サービスの履行に係る業務の一部または全部を第三者（以下、再委託先といいます）に委託することができるものとします。

第19条（乙の免責および確認事項）

1. 本サービスに関連する特許権、著作権、商標権および他のすべての知的財産権（方法、アイデア、コンセプト、ノウハウを含む）に関する権利は、乙または乙のライセンサーである第三者に帰属します。
2. 乙は、本サービスについてバグを含む瑕疵がないこと、知的財産権を含む第三者の権利を侵害していないこと、本サービスの正確性、有用性および確実性については一切保証せず、甲はこれを了承するものとします。
3. 甲は、コンテンツデータを自ら用意する場合であって、必要な許諾（著作権者または肖像権者による許諾など）がある場合には、自らの責任で取得するものとし、乙は、当該コンテンツデータの監視または管理の義務は負いません。乙は、甲が個人情報または秘密情報等を本サービス上で配信した場合の結果につき、一切の責任を負いません。
4. 乙は、甲が契約プランが定める月間転送量を超過し、動画コンテンツが自動で静止画コンテンツに変更して放映された場合であっても、甲または第三者に生じたいかなる直接損害、間接損害、付随的・派生的損害、特別損害、逸失利益その他の損害（予見可能性の有無にかかわりません）について、一切その責任を負わないものとします。
5. 甲が作成したバーチャルサイネージに大量のアクセスが発生し、サーバーに高負荷がかかり、リコードジタルサイネージサービスおよび本サービスに影響を及ぼす恐れがあり、乙が、事前に甲の承諾を得ることなく本サービスの利用を制限した場合であっても、乙は、甲または第三者に生じたいかなる直接損害、間接損害、付隨的・派生的損害、特別損害、逸失利益その他の損害（予見可能性の有無にかかわりません）について、一切

その責任を負わないものとします。

6. 乙は、甲が本サービスを利用したこと、または、本サービスが使用できることに起因して、甲または第三者に生じたいかなる直接損害、間接損害、付随的・派生的損害、特別損害、逸失利益その他の損害（予見可能性の有無にかかわりません）について、本規約の条項に明確に規定されている場合を除き、一切その責任を負わないものとします。
7. 乙は、本ネットワーク環境の破損、故障、不具合により、本サービスの全て、または一部が利用できない事態が生じた場合でも、甲および第三者に発生した直接損害、間接損害、付随的・派生的損害、特別損害、逸失利益その他の損害（予見可能性の有無にかかわりません）について、いかなる責任も負わないものとします。
8. 乙は、停電、災害、戦争、法令の変更等の不可抗力が生じ、本サービスの全て、または一部が利用できない事態が生じた場合でも、甲および第三者に発生した直接損害、間接損害、付随的・派生的損害、特別損害、逸失利益その他の損害（予見可能性の有無にかかわりません）について、いかなる責任も負わないものとします。
9. 乙は、甲から提供された本サービスに関するあらゆる意見および改善提案を制限なく自由に使用することができるものとします。

第20条（損害賠償）

甲は、本契約に関連し、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、本規約の条項で明確に除外されている場合を除き、乙に対して損害賠償を請求することができます。ただし、乙の損害賠償責任は債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何に拘わらず、本契約に基づく利用料金の3か月分を限度額とする金銭賠償に限られるものとします。

第21条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本サービスの提供において相手方が開示した営業上、業務上、技術上および販売上の知り得た情報のうち、書面にて秘密である旨が確認された情報およびデータ等の情報（有形・無形を問いません。以下、総称して秘密情報といいます）の秘密として善良なる管理者の注意をもって保持し、相手方の書面による事前の同意を得ずして、これを第三者に開示または漏洩（必要最小限度において販売代理店および再委託先に開示する場合を除く）しないものとします。但し、甲および乙は、裁判所の命令もしくは法令等に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で本条の義務を負わないものとします。
2. 甲および乙は、秘密情報を本サービス利用の目的のためにのみ使用し、他の目的に使用または利用しないものとします。また、甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ずして、本サービスの目的以外に秘密情報の複写および複製を行わないものとします。

3. 甲および乙は、相手方から秘密情報の返還を求められた場合、または理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合には、直ちに秘密情報およびその複製物を相手方に返還し、または破棄しなければならないものとします。
4. 本条の規定の他、申込書等の乙から甲に提供された書面に記載された個人情報その他乙が甲より提供を受けた個人情報の取扱いについて、乙は、以下の URL に記載されたプライバシーポリシーに従い、その利用目的の範囲において利用するものとし、甲は、これに同意するものとします。

https://jp.ricoh.com/privacy/index_2

第22条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲は、甲、甲の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に実質的に関与している者をいいます）もしくは業務従事者または本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して反社会的勢力といいます）であること。
 - (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、甲の事業活動に支配的な影響力を有すること。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資するがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 甲は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
 - (1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
 - (2) 甲もしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。
 - ①詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
 - ②事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
 - ③乙の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。

- ④乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。
4. 乙は、甲が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。この場合、乙は甲に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第23条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈および権利義務の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第24条（協議解決）

本規約に定めのない事項または本規約について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するとします。

第25条（管轄裁判所）

本契約、本規約および本サービスおよびこれらに関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 本サービスの内容

1. インターネットを介してのコンテンツ配信サービス

- (1) 乙が提供するサーバー上にて、甲がコンテンツデータを作成し、記録するサービス。
- (2) 甲が別途行った設定に従って、当該コンテンツデータを特定の Web サイトに配信するサービス。
- (3) 甲が当該コンテンツデータに対して URL を発行するサービス。
- (4) 前各号に関連または付随して、乙が提供するサービス。

2. コンテンツ配信サービスにかかるサポートサービス

- (1) メールおよび電話による以下を内容とする問い合わせに対して、回答するサービス。
 - ① 本サービスを利用するための取扱説明書等に定める範囲の操作方法に関する問い合わせ。
 - ② 本サービスの動作等に関する障害発生の有無に関する問い合わせ。
- (2) サポートサービスには、以下の内容は含まれないものとします。
 - ①メールおよび電話以外の方法によるもの。
 - ②面談ならびに訪問および出張（オンサイト）を伴うもの。
 - ③本サービスの不具合の修正、設計変更および新たな機能の追加を必要とするもの。
 - ④甲の有するパソコン（OS を含む）、タブレット端末、スマートフォン、表示端末、本ネットワーク環境、その他甲が有する使用環境に関するもの。
 - ⑤甲が本サービスを表示する、Web サイトの作成に関するもの。
- (3) 甲がサポートサービスを受けるにあたっては、甲は、別途乙が甲に通知する連絡先に対し自ら問い合わせを行うものとします。なお、問い合わせに必要となる通信費等は、甲の負担とします。
- (4) 甲は、問い合わせの都度、ユーザーID 等の別途乙の指定する甲の情報を提供しなければならないものとします。また、サポートサービスを希望する内容ならびに発生している動作の不具合および問題等についてできる限り詳しく説明するよう努めなければならないものとします。
- (5) サポートサービスの受付時間
乙の営業日（土日祝日と乙の指定休日を除く平日）における、
9 時から 17 時まで。

以上

特則：コンテンツの提供に関する特則

第1条（目的）

1. 本特則は、乙が甲に対して提供するコンテンツデータに関する事項を定めることを目的とします。
2. 本特則は、本規約の特則として、本契約と一体となってその効力を有するものとし、本規約と本特則に齟齬が生じた場合には、本特則が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

1. 本特則に用いる用語の定義は、以下の通りとします。
 - (1) 「本コンテンツ」とは、コンテンツデータのうち、防災コンテンツその他別途乙が定める内容のサイネージ用のデジタルコンテンツ（本コンテンツに併記される商標および著作権表示等を含む）であって、本サービスを用いて乙から特定のウェブサイトに対して配信される情報をいいます。
 - (2) 「オプションコンテンツ」とは、本コンテンツのうち、甲が別途申し込み、申込書に別途記載の費用を乙に支払うことにより、利用可能になるコンテンツをいいます。
2. 前項の他、本特則に用いる用語は、本規約と同一の意味を有するものとします。

第3条（本コンテンツの提供）

1. 乙は甲に対して、本サービスの一部として、本コンテンツを甲が指定するウェブサイトに送信することにより提供するものとします。なお、乙は、本コンテンツの提供内容、種別、条件および送信方法（ウェブサイトに配信される形式および期間等を含む）等を何時にも任意で変更することができるものとします。
2. 甲は、本コンテンツにかかる著作権等については、乙その他の第三者に帰属するものとし、甲は、乙の権利を侵害するような行為をし、または第三者をしてさせてはならないものとします。
3. 甲は、乙が本コンテンツおよびその提供に関する最新性、正確性、確実性、完全性、網羅性、適時性、有用性、可用性および甲の特定目的への適合性その他的一切の保証を行わないことを確認し、承諾します。

第4条（本コンテンツの利用）

1. 本コンテンツは、甲が指定したウェブサイトに配信された本コンテンツを、当該ウェブサイトにそのまま表示する目的（以下、本目的といいます）のみにおいて利用できるものとします。

2. 甲は、本コンテンツに含まれる内容について、本コンテンツの閲覧者（甲の従業員等および第三者を含む。以下、閲覧者といいます）をして自己の判断に基づきこれを利用させるものとし、当該判断に基づく閲覧者の行為について、乙は、一切その責任を負わないものとします。また、甲または閲覧者が本コンテンツに含まれる内容を利用した結果、なんらかの損失または損害を被った場合といえども、甲および閲覧者は、乙に対し、その補償または賠償を求めることはできないものとします。
3. 乙は、乙自ら、甲の本コンテンツの利用方法または状況につき、甲を調査することができるものとし、甲は、これに無償にて協力するものとします。なお、乙による調査は、甲の営業時間において、本契約および本特則の履行を確認することを目的とした合理的な範囲に限られるものとします。

第5条（禁止事項）

1. 甲は、本コンテンツの利用にあたり、以下の各号に定める事項を行ってはならないものとします。
 - (1) 本コンテンツを変更、修正または改竄すること。
 - (2) 本目的以外の目的で、本コンテンツの複製、転載、翻訳、翻案、引用、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送および口述等を行うこと。
 - (3) 第三者に不利益を与える目的で、本コンテンツを利用するこ。
 - (4) 本コンテンツと、当該本コンテンツと関連を有する内容の広告もしくは公序良俗に反する広告とを意図して組み合わせて表示しましたは交互に表示する等、これらが何らかの関係性を有するような誤認を与えるような行為またはその虞がある行為をすること。
 - (5) 本コンテンツならびに乙の信頼を毀損し、またはその虞があるような利用を行うこと。
 - (6) 本コンテンツを本サービスの提供対象であるウェブサイト以外に配信すること、配信先ウェブサイトから方法の如何を問わず本コンテンツを取り出すこと。
 - (7) 前各号の他、別途乙が禁止した事項。
2. 甲が前項の禁止事項に違反した場合は、本規約第16条第2項が適用されるものとします。

第6条（本コンテンツの提供の対価）

本コンテンツの提供の対価は、本規約第11条規定の本サービスの利用料金に含まれるものとします。オプションコンテンツの提供の対価についてはこの限りではありません。甲がオプションコンテンツの提供を希望する場合、甲は、申込書に別途記載の費用を乙に支払うものとします。

第7条（本規約の適用）

本特則に定めなき事項は、本規約の条件がそのまま適用されるものとします。

第8条（乙の免責）

乙は、本コンテンツで提供する情報の遅延、中断、誤謬、脱漏、省略が発生したことで甲に損害が生じた場合でも、甲または第三者に対して一切責任を負わないものとします。

以上